

自治体職員のための政策法務入門

～公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して～

自治体争訟における
対応ポイント④鹿児島大学教授
宇那木正寛

今回のポイント

自治体では、事務執行に伴い生ずる様々な訴訟や審査請求への対応が求められます。そこで、前回に続き、こうした対応に必要なポイントについて考えてみたいと思います。

②

権限法と自治体訴訟の遂行

(3) 権限法と第1号法定受託事務

① 第1号法定受託事務の意義

ここで、権限法との関係が深い第1号法定受託事務の意義について確認しておきましょう。まず、その前に、自治体の事務について確認します。自治体の事務は、①地域における事務と②その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務により構成されます（自治法第2条第2項）。

【地方自治法】

第2条 地方公共団体は、法人とする。

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3 17 略

このうち、「地域における事務」とは、自治事務（法定自治事務と法定外自治事務）と法定受託事務に分かれます。

【地方自治法】

第2条 1 7 略

8 この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

9 17 略

法定受託事務には、第1号法定受託事務及び第2号法定受託事務があります。

【地方自治法】

第2条 1 8 略

9 この法律において「法定受託事務」と

は、次に掲げる事務をいう。

(1) 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第1号法定受託事務」という。）

(2) 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第2号法定受託事務」という。）

10
17 略

このうち、第1号法定受託事務とは、「国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要がある」事務です。

なお、同じく法令に基づく事務である法定自治事務と第1号法定受託事務との違いですが、いずれも事務の帰属主体が自治体であることに変わりはありません。しかし、法定自

治事務の場合、法定受託事務とはその性格が異なることから、地域の特性に応じた国の配慮義務（自治法第2条第13項）が定められています。

【地方自治法】

第2条 1～12 略

13 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。

14
17 略

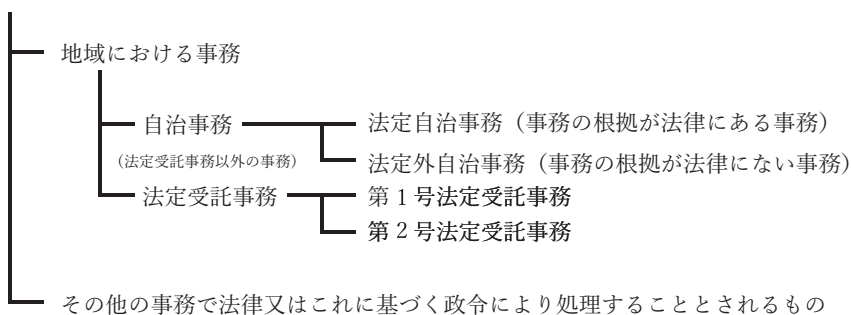
さらに、両者においては、国の自治体に対する関与の手法が大きく異なります。すなわち、法定自治事務については、自治体の自主的判断をより尊重する趣旨から、国の関与が助言・勧告、資料提出の要求（自治法第245条の4）などに制限されていますが、法定受託事務については、国にとって適正な処理を確保する必要性が高いために、これらに加え、是正の指示（同法第245条の7）、代執行（同法第245条の8）など、より強力な国の関与の仕組みが定められています。

以上、自治体の事務をまとめると次のよう

になります（図表3）。

なお、自治体の事務には、「地域における事務」ではないのですが、「その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」といった極めて例外的な事務もあります。例えば、次のような事務です。

図表3 自治体の事務（自治法第2条）



【北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律】

（北方地域の村の長の権限に属する事務）
第11条 当分の間、北方地域（歯舞群島を除く。以下この条において同じ。）に本籍を有する者についての戸籍事務は、他の法令の規定にかかわらず、法務大臣が

北方領土隣接地域の市又は町の長のうちから指名した者が管掌する。

2 当分の間、北方地域に本籍を有する者についての住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第9条第2項の規定による通知及び同法第3章に規定する戸籍の附票に関する事務は、他の法令の規定にかかわらず、総務大臣及び法務大臣が北方領土隣接地域の市又は町の長のうちから指名した者が管理する。

3 前2項に定めるもののほか、当分の間、北方地域の村の長の権限に属する事務のうち政令で定めるものは、他の法令の規定にかかわらず、北海道知事が北方領土隣接地域の市又は町の長のうちから指名した者が行う。

4 前3項の事務を行うにつき必要な事項は、政令で定める。

②第1号法定受託事務の確認方法

自治体の事務が、第1号法定受託事務であるか否かはどのようにして確認するのでしょ
うか。個別の法律に記載されているのはもち
ろんですが、一覧性を確保するために地方自
治法の別表第1でも確認できます。⁽¹⁰⁾

【地方自治法】

第2条 1～9 略

10 この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第1号法定受託事務にあつては別表第1の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第2号法定受託事務にあつては別表第2の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。
11～17 略

別表第1の掲載順は法律の制定年の古い順で、同じ年であれば法律番号の順番ということになります。なお、廃棄物処理法のように一つの法律の中に法定自治事務（一般廃棄物に係る事務）と法定受託事務（産業廃棄物に係る事務）が同じ分量で混在するものもあるので注意してください。

ここで、廃棄物処理法、生活保護法、戸籍法の事務について確認しておきましょう。
まず、廃棄物処理法の事務についてです。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

（事務の区分）

第24条の4 第12条第3項及び第4項、第

12条の2第3項及び第4項、第12条の3第7項、第12条の5第9項：第23条の3並びに第23条の4の規定により都道府県が行うこととされている事務は、第1号法定受託事務とする。

【地方自治法】

別表第1 第1号法定受託事務（第2条関係）

※別表抜粋

法律	事務
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第12条第3項及び第4項、第12条の2第3項及び第4項、第12条の3第7項、第12条の5第9項：第23条の3並びに第23条の4の規定により都道府県が行うこととされている事務

次に生活保護法の手続きについてです。

【生活保護法】

（事務の区分）

第84条の5 別表第3の上欄に掲げる地方公共団体がそれぞれ同表の下欄に掲げる規定により処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

【地方自治法】

別表第1 第1号法定受託事務(第2条関係)

※別表抜粋

法律	事務
生活保護法(昭和25年法律第144号)	1 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が第19条第1項から第5項まで…、第80条並びに第81条の規定により処理することとされている事務 2 都道府県が第23条第1項及び第2項…の規定により処理することとされている事務 3 市町村が第29条第2項…の規定により処理することとされている事務 4 福祉事務所を設置しない町村が第19条第6項及び第7項、第24条第10項並びに第25条第3項の規定により処理することとされている事務

最後に戸籍法の事務についてです。

【戸籍法】

第1条 戸籍に関する事務は、この法律に別段の定めがあるものを除き、市町村長がこれを管掌する。

2 前項の規定により市町村長が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

【地方自治法】

別表第1 第1号法定受託事務(第2条関係)

※別表抜粋

法律	事務
戸籍法(昭和22年法律第224号)	第1条第1項の規定により市町村が処理することとされている事務

審査請求と自治体

③

(1) 審査請求先(原則)と教示義務

審査請求は、法律(条例に基づく処分については、条例)に特別の定めがなければ、処分庁に対して行います(行審法第4条)。

【行政不服審査法】

(審査請求をすべき行政庁)

第4条 審査請求は、法律(条例に基づく処分については、条例)に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

(1) 処分庁等(処分をした行政庁(以下「処分庁」という。))又は不作為に係る行政庁(以下「不作為庁」という。))をいう。以下同じ。に上級行政庁が

ない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する庁の長である場合 当該処分庁等

(2) 宮内庁長官又は内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合 宮内庁長官又は当該庁の長

(3) 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合(前2号に掲げる場合を除く。)) 当該主任の大臣

(4) 前3号に掲げる場合以外の場合 当該処分庁等の最上級行政庁

行政庁は、処分を行う場合、行審法第82条及び行政事件訴訟法第46条の定めるところにより、処分の相手方に対し、法定事項について教示しなければなりません。

【行政不服審査法】

(不服申立てをすべき行政庁等の教示)

第82条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立

て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができ、処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができ、旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができ、期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができ、処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができ、ものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができ、期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。

3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でなければならない。

【行政事件訴訟法】

（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）
第46条 行政庁は、取消訴訟を提起することができ、処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければ

ならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

（1）当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者

（2）当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間

（3）法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

2 行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することができ、旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方に対し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

3 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができ、処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

（1）当該訴訟の被告とすべき者

（2）当該訴訟の出訴期間

（2）法定受託事務に係る行審法第4条の例外
しかし、「審査請求は処分庁に對して行う」という行審法第4条に定める原則の例外は少なくありません。審査請求先を被処分者に正確に伝えることができれば、行審法第82条で求められる教示義務を果たすことができます。したがって、行審法第4条に定める例外についてしっかり理解しておくことが重要になります。そこで、この審査請求先の例外を以下確認していきましょう。

①法定受託事務に係る行審法第4条の例外

【1】—自治法第255条の2第1項

ア 基本

まず、法定受託事務に係る審査請求についての例外です。法定受託事務に係る審査請求は、当該法定受託事務に係る処分について判断の全国的統一性の確保、事務の適正処理の確保の観点から、次のように定められています。

すなわち、①都道府県知事その他の都道府県の執行機関の処分にあつては、当該処分に係る事務を規定する法律（政令）を所管する大臣に対する審査請求、②市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く）の処分にあつては、都道府県

知事に対する審査請求、③市町村の教育委員会の処分にあつては、都道府県教育委員会に対する審査請求、④市町村の選挙管理委員会の処分にあつては、都道府県の選挙管理委員会に対する審査請求ということになります（自治法第255条の2第1項）。ただし、不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に代えて、当該不作為に係る執行機関に対してすることもできます（同項）。

【地方自治法】

第255条の2 法定受託事務に係る次の各号に掲げる処分及びその不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に代えて、当該不作為に係る執行機関に対してすることもできる。

- (1) 都道府県知事その他の都道府県の執行機関の処分 当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣
- (2) 市町村長その他の市町村の執行機

- 関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の処分 都道府県知事
- (3) 市町村教育委員会の処分 都道府県教育委員会
- (4) 市町村選挙管理委員会の処分 都道府県選挙管理委員会

ここでは、児童手当法に基づく市町村長の支給拒否処分を例に確認しましょう。児童手当法に基づく児童手当の支給事務（同法第8条）は第1号法定受託事務です（同法第29条の2）。

【児童手当法】

（支給及び支払）
第8条 市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、児童手当を支給する。

【児童手当法】

（事務の区分）
第29条の2 この法律（第20条から第22条の2まで及び第29条を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第17条第1項の規定により読み替えられた第7条第1項、第8条第1項及

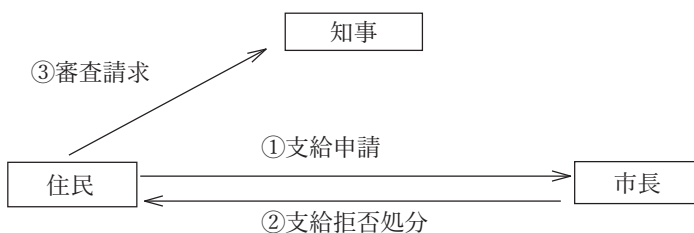
び第14条第1項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

この場合、児童手当法に基づく市町村長の支給拒否処分に不服のある者は、知事に対して審査請求することになります（図表4）。

イ「他の法律に特別の定めがある場合」

自治法第255条の2第1項にいう「他の法律に特別の定めがある場合」の例として、戸籍法第122条及び第124条に定めがあります。

図表4 都道府県知事に対する審査請求の流れ



【戸籍法】

第122条 戸籍事件（第124条に規定する請求に係るものを除く。）について、市町村長の処分を不当とする者は、家庭裁判所に不服の申立てをすることができ

【戸籍法】

第124条 第10条第1項又は第10条の2第1項から第5項まで（これらの規定を第12条の2において準用する場合を含む。）、第48条第2項、第120条第1項、第120条の2第1項、第120条の3第1項及び第120条の6第1項の規定によりする請求について市町村長が行う処分又はその不作為に不服がある者は、管轄法務局長等に審査請求をすることができる。

②法定受託事務に係る行審法第4条の例外
【2】—自治法第252条の17の4第4項
条例による事務処理制度により、都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村に処理させることができます（自治法第252条の17の2第1項）。この制度の対象となるのは、自治事務に限りません。法定受託事務も含まれます。

【地方自治法】

（条例による事務処理の特例）
第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。
2／4 略

こうして本来的に都道府県知事の権限に属する法定受託事務のうち、市町村が処理することとされたものについてなされた市町村長の処分について不服のある者は、当該都道府県知事に対する審査請求を行うこととなります（自治法第255条の2第1項）。
この審査請求の裁決に対して不服のある者は、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する大臣に対して再審査請求をすることができます（自治法第252条の17の4第4項）。これにより、事務の移譲がなされる前の都道府県知事が処分をした際における所管大臣の判断を求める機会が保障されることになります。

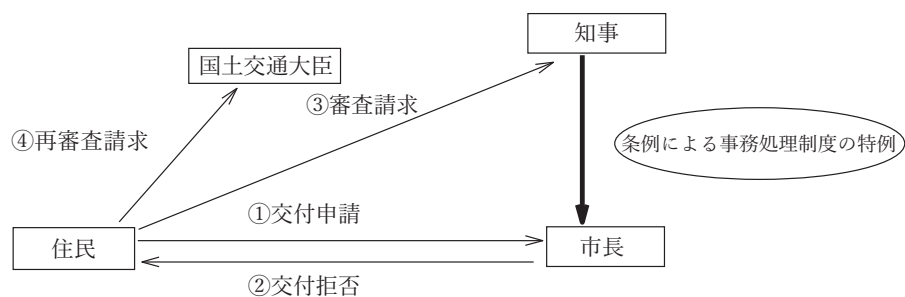
【地方自治法】

（是正の要求等の特例）
第252条の17の4 1／3 略
4 第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に係る市町村長の処分についての第255条の2第1項の審査請求の裁決に不服がある者は、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対して再審査請求をすることができる。
5／7 略

ここでは、旅券法（第1号法定受託事務）に基づく都道府県知事の一般旅券の交付事務の権限が条例による事務処理制度により市町村に移譲された場合について考えてみましょう。
当該権限の移譲を受けた市の市長が不交付処分をしたときには、知事に対して審査請求を行うことができます（自治法第255条の2第1項第2号）。さらに、知事がした審査請求の裁決に不服の場合には、旅券法の所管大臣である国土交通大臣に再審査請求ができます（自治法第252条の17の4第4項（図表5））。

なお、再審査請求については、行政不服審査法に次のような定めがあります。

図表5 国土交通大臣に対する再審査請求の流れ



【行政不服審査法】

(再審査請求)

第6条 行政庁の処分につき法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合には、当該処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、再審査請求を

することができる。

2 再審査請求は、原裁決（再審査請求をすることができる処分についての審査請求の裁決をいう。以下同じ。）又は当該処分（以下「原裁決等」という。）を対象として、前項の法律に定める行政庁に對してするものとする。

【行政不服審査法】

(再審査請求期間)

第62条 再審査請求は、原裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して1月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 再審査請求は、原裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

③法定受託事務に係る行審法第4条の例外

【3】—自治法第255条の2第2項

ア 基本

法定受託事務であっても、本来的に権限を有する行政庁が、下級行政庁に対し、その権限を委任^①（自治法第153条第2項）することができます。

【地方自治法】

第153条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。

2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。

この場合には、受任庁のした処分について権限を委任した行政庁に対して審査請求できるのは当然ですが（行審法第4条第4号）、さらに、この裁決について不服がある場合には、当該委任をした行政庁が自ら処分をした場合におけるその処分に係る審査請求をすべき者に対して再審査請求をすることができます（自治法第255条の2第2項）。

【地方自治法】

第255条の2 1 略

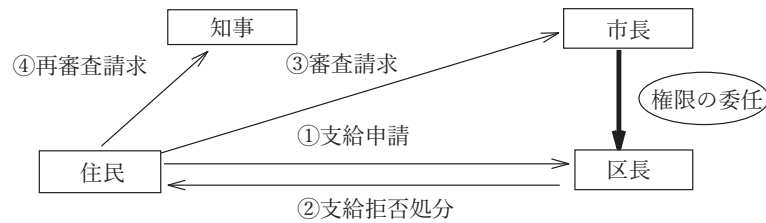
2 普通地方公共団体の長その他の執行機関が法定受託事務に係る処分をする権限を当該執行機関の事務を補助する職員若しくは当該執行機関の管理に属する機関の職員又は当該執行機関の管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がそ

の委任に基づいてした処分に係る審査請求につき、当該委任をした執行機関が裁決をしたときは、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。この場合において、当該再審査請求は、当該委任をした執行機関が自ら当該処分をしたものとした場合におけるその処分に係る審査請求をすべき者に対してするものとする。

児童手当法に基づく給付の事務（第1号法定受託事務）についての権限を市長が区長に委任した場合を例に確認しよう。

この場合、次のように、児童手当法に基づく区長の支給拒否処分に不服があるとして、市長に対し審査請求することができ（行審法第4

図表6 都道府県知事に対する再審査請求の流れ



条第4号）。この審査請求に対する裁決に対し不服があれば、権限の委任がなければ、審査請求できた知事に対して再審査請求することができます（自治法第255条の2第2項（図表6））。これにより、権限の委任がなされる前の市長が処分をした際における都道府県知事に判断を求める機会が保障されることになります。

イ「他の法律に特別の定めがある場合」

地方自治法第255条の2第2項にいう「他の法律に特別の定めがある場合」の例として生活保護法の第64条の規定があります。第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してすることになります。

【生活保護法】

（審査庁）

第64条 第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第55条の4第2項（第55条

の5第2項において準用する場合を含む。第66条第1項において同じ。）の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

【生活保護法】

（実施機関）

第19条 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

- （1）その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者
- （2）居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの
- 2・3 略
- 4 前3項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、

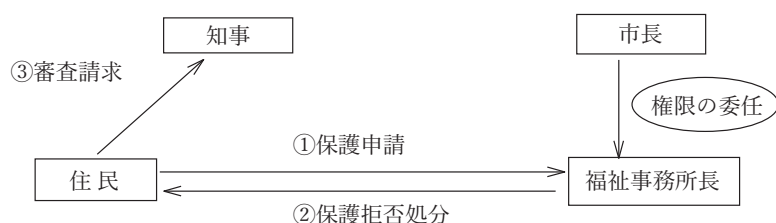
保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5～7 略

例えば、市長の生活保護法に定める権限が、同法第19条第4項の定めるところにより福祉事務所に委任された場合において、当該福祉事務所のした保護拒否処分に対して不服がある場合、知事

に対して審査請求することになります（図表7）。これにより、権限の委任がなされる前の市長が処分をした際ににおける都道府県知事に判断を求める機会が保障されることとなります。

図表7 都道府県知事に対する審査請求の流れ



④法定受託事務に係る行審法第4条の例外
【4】—自治法第252条の17第5項

条例による事務処理制度により、市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員または行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、第255条の2第2項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、再々審査請求をすることができます。

この場合において、再々審査請求は、当該処分に係る再審査請求もしくは審査請求の裁決または当該処分を対象として、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対してすることになります（自治法第252条の17の4第5項）。

【地方自治法】

（是正の要求等の特則）

第252条の17の4 1～4 略

5 市町村長が第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政

機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、第255条の2第2項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、再々審査請求をすることができます。この場合において、再々審査請求は、当該処分に係る再審査請求若しくは審査請求の裁決又は当該処分を対象として、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対してするものとする。

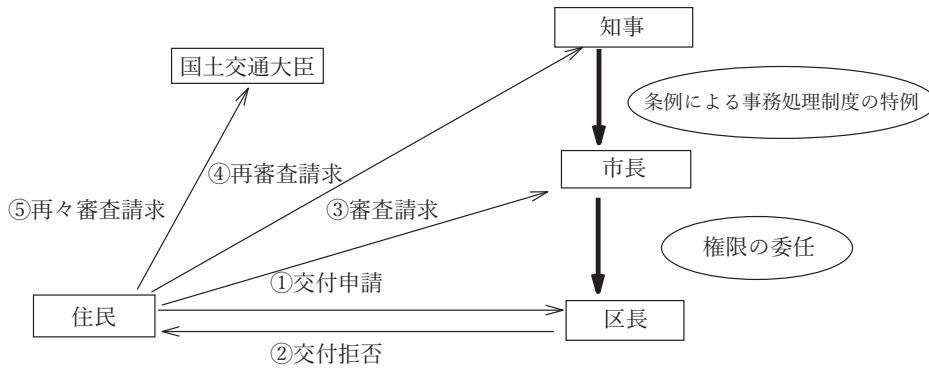
6 前項の再々審査請求については、行政不服審査法第4章の規定を準用する。

7 前項において準用する行政不服審査法の規定に基づく処分及びその不作為については、行政不服審査法第2条及び第3条の規定は、適用しない。

旅券法（第1号法定受託事務）に基づく一

般旅券の交付に係る事務が、条例による事務処理制度の特例（自治法第252条の17の2第1項）により市に事務の移譲がなされ、さらに当該移譲先の市の市長がその交付に係る権限を区長に委任した場合を考えてみましょう。この場合、市長に対して審査請求ができるのですが（行審法第4条第4号）、その裁

図表8 事務処理制度の特例に係わる審査請求の流れ



決に不服がある場合には、その裁決に対して、知事に対して再審査請求ができ（自治法第255条第2項）、さらに、国土交通大臣に対し再々審査請求もできます（自治法第252条の17の4第5項（図表8））。

（3）法定自治事務に係る行審法第4条の例外

これまで法定受託事務における行政不服審査法第4条の例外について解説してきましたが、法定自治事務についても行審法第4条の例外があります。その例外の一つとして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の定めるところにより行う市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分についての審査請求があります。

この場合、当該処分に対して不服があるときの審査請求は処分庁である市町村長ではなく、都道府県知事となります。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】

（審査請求）

第97条 市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分に不服がある障害者又は障害児の保護者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とみなす。

注

（10）一覽性確保の趣旨については、宇賀克也『地方自治法概説（第11版）』（有斐閣、2025年）153頁以下参照。

（11）「権限の委任」により権限が委任機関から受任機関に移譲され、当該権限は受任機関のものとなり、委任機関は当該権限を失う（宇賀克也『行政法概説Ⅲ（第6版）』（有斐閣、2024年）44頁以下。なお、権限が移譲されることになっても、法律に別段の定めがない限り、委任機関は受任機関に対し、指揮監督権を有しない（同書49頁）。